

明代滿蒙

史

江蘇

工業學院圖書館

實錄

藏書章

抄朝

第四冊

東京大學文學部

昭和二十九年十一月十五日印刷
昭和二十九年十一月三十日發行

明代滿蒙史料 李朝實錄抄 第四冊

東京大學文學部

東京都文京區本富士町

印刷所

内外印刷株式會社

京都市下京區西洞院通七條南

一九六五年 三月 四日

凡 例

一 本書は景印太白山史庫本李朝實錄に就いて、明代の滿洲並に蒙古に關する記載を抄録編纂したものである。

一 明代の滿洲蒙古に關する同實錄の記事は、廣きに従つて、概ね細大漏らさなかつた。たゞし蒙古及び蒙古民族に關する記事は極めて少いので特に編を分つことをしない。

一 凡そ明代の滿洲及び其の周邊に於ける滿洲民族の活動事蹟、社會習俗等を傳える記事は、これを網羅し、交うるに李朝と明朝の女眞民族に對する政治、軍事、經濟上の施策と施設とを傳える記事、並に遼東と朝鮮との交渉に關する事項を以てした。そうしてこのような事項のうち、専ら朝鮮自體に關するものは、特に首に「參」字を冠して參考に資する意を示し、且つ活字の大きさを落して滿洲本位の記事との區

別を明かにした。

一 索引一卷を添えて人名地名の検索に便した。

一 原本異字俗字頗る多く、其の體も一二に止まらぬが、それは専ら印成の際、新舊の鑄字を混淆併用した事實に本づくものであつて、格別重きを置くに當らぬと考えられるから、力めて常識的に處理した。

イ 俗字・異字の多くは、正字に改めた。たゞし時に原本の舊に従つたものもある。

ロ 正俗二體以上を併用するものは、原則として正字を以て統一貫した。潜潜潜潜を潜で統一した如き。たゞし原本の舊を存したのものもある。

ハ 俗字・異字を以て一貫しているものは、原則としてこれを蹈襲した。贅歟の如き。たゞし例外もある。

一 原本に於いて、明かに誤字・脱字・衍字・倒錯と認められるものは、そのま

まこれを蹈襲し、傍にこれが校訂正誤を施した。たゞそれを疑問の體に取り扱かつたのは、編者の慎重と謙讓から、獨斷と見られることを避けたかつたからである。なお不用意の誤植か、意識した慣用（音通を含む）か、にわかに決し難いものには、傍に（マ、）を附した。

一 記事の係けられた干支（日次）を掲出するのに、次の三様の區別を設けて、正しく原本の體を傳えるように力めた。

イ. ○干支〔本文〕

これは原本のまゝである。即ち原本に於いて、記事の首に干支を掲出してゐる場合である。

ロ 干支 ○〔本文〕

これは原本に於いて、記事の首に干支を掲出してはいないが、その係けられた干支が明瞭な場合である。即ち先行する記事の首に掲出してある干支と、後續する記事の干支との間に、日次の間隙の

ない時には、これらの干支の間に收載される記事は、總べて先行の干支に係けられたものと考えてよい。

ハ干支先行——干支後續○〔本文〕

これは原本に於いて、(ロ)と同じく記事の首に干支を掲げず、且つその係けらるべき干支に疑問の餘地のある場合である。即ち先行干支と後續干支との間に、日次の間隙のある時は、これらの干支の間に收載された記事の係けられるべき干支は、一應疑問とするを慎重と考え、特に(ロ)と區別して原本の體を存した。

ニなお同一の干支に係けられる二つ以上の記事に於いては、原則として干支を繰返えさない。たゞし(イ)の場合には、特に其の次の記事にだけ同じ干支を掲げて、干支○〔本文〕とした。

一本冊の校正には山根幸夫氏が當つた。

目次

世宗實錄

世宗二十一年(正統四年).....	一
世宗二十二年(正統五年).....	八五
世宗二十三年(正統六年).....	二五
世宗二十四年(正統七年).....	二八〇
世宗二十五年(正統八年).....	三六二
世宗二十六年(正統九年).....	四二六
世宗二十七年(正統十年).....	四七一
世宗二十八年(正統十一年).....	四九六

世宗實錄 卷八十四

二十一年正月

○庚辰朔上率王世子及文武群臣行望闕禮御勤政殿受王世子及群臣朝賀諸道進箋進方物忽刺溫指揮都里也老奴好骨看亏知哈指揮時仇時方哈吾都里千戶甫古老吾郎哈指揮都時於古老甫老波乙大廢古等三十五人_{略中}隨班獻土物

○辛巳_{略中}以野人金波乙大爲龍騎司護軍波乙大吾郎哈都督僉事都乙溫養子也

○乙酉護軍金波乙大來謝除職賜銀帶紗帽衣一襲

己丑○北平館報禮曹曰忽刺溫亏知哈兀者衛指揮僉事都兒也言本衛管下人三百六十餘戶軍數一千餘名迤東三日程有色剗

兒大山迤北平衍無人迤西不知里數有達麼阿德處衛朶忽論等衛西南間十日程有開原衛東南間三十日程乃是朝鮮國會寧府大抵本土所產獐鹿居多熊虎次之土豹貂鼠又次之牛馬則四時常放草野惟所騎馬飼以藟豆若乏藟豆切獐鹿肉與水魚飼之其婚禮女生十歲前男家約婚後遞年三次筵宴二次贈牛馬各一待年十七八乃成婚禮父死娶其妾兄亡娶其妻亏知哈則父母死編其髮其末繫二鈴以爲孝服置其屍於大樹就其下宰馬而食其肉張皮鬣尾脚掛之兼置生時所佩弓箭不忌食肉但百日之內不食禽獸頭目女眞則火葬皮冠頂上綴白麤布前蔽面目後垂於肩仍穿直身衣每遇七七日殺牛或馬煮肉以祭徹而食之

○庚申^(寅九)御勤政殿受朝愁濱江亏未車亏知哈英應巨等三人東良北住吾郎哈指揮蔣家等九人並隨班獻土物

○乙未御勤政殿受朝吾都里指揮童倉等九人護軍童所老加茂等五人千戶禹亡乃等六人指揮童吾沙介等六人骨看亏知哈指揮波泰等七人隨班獻土物

乙未○咸吉道都節制使金宗瑞馳報禮曹曰吾都里童凡察之兄吾沙哈來言部落浮動吾今年老至誠歸順其情可尙今送京師宜加優待

○庚子御勤政殿受朝吾郎哈指揮仇里千戶好乙多孫等九人吾都里李也叱大等六人隨班獻土物

〔參〕壬寅○咸吉道都觀察使李叔時都節制使金宗瑞馳啓曰本道賊變多端軍令不可不嚴各官助戰軍或代以幼弱或減軍額或過日時乃送若事起倉卒不及應變則悔將何及請自今守令及管軍千戶等若有稽緩者勿論功臣族派除收贖決罪以嚴軍令下議政府議之

〔參〕○咸吉道都節刺使金宗瑞以妻病承召來京

〔參〕癸卯○傳旨平安道都節制使側聞道內沿邊各官邑城狹窄每年冰合

時則各其境內人民盡數入保各營居處接屋連簷俱爲草蓋慮恐一家失火雷騰電馳爲患不淺各官城內備火之具何以措置乎火之爲災出於不測更加盡心措置

癸卯○司憲府啓向化野人護軍金古乙道介乘醉道遇成均注簿尹士昀以馬鞭鞭之請依律杖八十特減二等

丙午○以童倉爲嘉善雄武侍衛司上護軍以童所老加茂加威勇將軍虎賁侍衛司護軍初倉來請受職以倉受中朝爵命不敢授今又來請之上議諸政府六曹議有異同上曰愼固封疆嚴兵待之可也不宜除授官職以誘之大臣此議誠爲確論予甚嘉之然古昔帝王待夷狄也有經有權漢文之待匈奴是也童倉部落世居本國之

境爲我藩籬故太宗嘗曰此輩不可不撫綏亦不可不備禦也勿許
、除職雖爲至論然童倉等寓我邊境于今六七年今懷遷徙之心是
則非我國待之不誠實此類性本獷悍故也今議者又曰除童倉上
護軍予以爲朝廷雖授童倉指揮之職朝廷豈畏童倉等威勢而然
耶誠以慕義而來朝也童倉曾徙居我國邊境朝廷亦已知我國撫
恤童倉也童倉今又再來欲受本國之職今雖除職朝廷有何咎焉
朝廷若知而問之荅以居我境內故授職何如蓋事之機會不可不
審若今只除上護軍則倉必不滿於心矣或謂不可以宰相之職授
野人然二品以上豈可摠謂之宰相哉居變理輔相之位者乃真宰
相也高麗之季乃以樞密以上皆稱宰相甚無謂也予意以謂授童
倉嘉善中樞院副使似無妨也會咸吉道都節制使金宗瑞來啓童
倉受職利害上又議于禮曹兵曹僉議以謂倉旣受中朝指揮之職

而帶金帶若除上護軍則帶鍬花銀帶似不滿於其心若授樞副則二品之職不可輕以遽授乃酌輕重以階嘉善授上護軍所老加茂去年春授宣略將軍今來請受上護軍然三品之官亦不可輕易遽授故但加威勇

〔參〕丙午○傳旨咸吉道觀察使曰今都節制使上京四鎮鏡城甲山及沿邊各官防禦謹慎措置沿邊各官城內窄狹境內人民並皆入保草屋連簷火災可慮況今春月亂風尤爲可畏益加慎火

丁未○上護軍童倉護軍童所老加茂來謝除職賜童倉金帶紗帽靴及衣一襲

二十一年二月

〔參〕壬子○傳旨平安咸吉道都節制使去丁巳年乃以守禦之策傳旨于本道令沿邊守令張榜常看今遵行與否嚴加考察更宜申明檢舉

甲寅○賜童倉玉環子

○乙卯御勤政殿受朝婆猪江指揮童搭赤等八人都指揮李將家子指揮李豆滿等八人隨班進土物

丙寅○童倉等言於禮曹曰我輩室廬在草野深慮賊徒突入且我輩與會寧人并耕而食若會寧人奪我舊田後雖與爭亦無及矣乞速遣還又曰我父兄盡爲賊所殺小人特厚蒙上德心欲侍衛輦轂然以一身侍衛豈若多率管下守禦邊方乎若於節制使之營旁近築室以賜當與管下親屬來居防戍矣禮曹具辭以啓

〔參〕○丁卯知碧潼郡事李元孫辭上引見曰本郡隣於野人守禦甚難往盡乃心以副予意仍賜弓矢

〔參〕戊辰○咸吉道都節制金宗瑞(使脫力)辭命兵曹判書皇甫仁參判辛引孫都承

旨金墩與宗瑞同議邊務日中乃罷

戊辰○童倉及所老加茂等辭還

〔參〕己巳○傳旨吏曹咸吉道非徒防戍亦應接野人各官守令不可不擇自
今以吏武身言兼備可爲應變人差遣蓋從金宗瑞請也

二十一年閏二月

○己卯朔御勤政殿受王世子及群臣朝東良北吾郎哈都事劉甫
乙看等七人指揮事金吾間主等六人婆猪江李滿住所遣所羅哥
等四人並隨班辭賜衣服笠靴紬布縣布有差

己卯朔○上謂承政院曰劉甫乙看云今來所羅哥妻於丁巳年被
擒請遣還今宜荅云癸丑年征討滿住時所獲人口頭畜我殿下保
全首領曲加館穀厥後悉皆遣還彼滿住尙不知感侵掠如舊其罪
惡不可勝記故邊將憤怒致討然滿住盡誠歸順則其所願欲我國
必聽矣滿住不順而汝雖懇請事何由成且此事不干於汝勿更言

以此荅之何如遂議諸政府令北平館監護官傳諭於劉甫乙看

〔參〕乙酉○平安道觀察使報戶曹義州入居人民請依壬子年例限三年免稅戶曹啓限初年免稅爲便平安咸吉道沿邊各官入居人及流移復業者亦依此例從之

〔參〕○築平安道閭延府上無路石堡周回一千二百尺高十五尺弓家二百七

〔參〕癸巳○初平安道朔州郡人百餘上言曰本郡以防禦要（衝力）衡置鎮陞爲都護府今移鎮昌城郡陞爲都護府降本州爲知郡本郡石城完固且人心鎮定宜爲聲援請復陞爲都護府下吏曹吏曹啓曰可依上言復舊號從之

丙午○議政府啓曰向化野人倭人等不拘投化年限居計貧富並皆給料未便令禮曹覈其投化年月久近居計貧富以給料從之

二十一年三月